

地方分権に関する提案募集への 対応について

令和2年12月1日

令和2年の地方からの提案

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）における保育所の利用について

【現行制度の概要】

里親制度及び小規模住居型児童養育事業（以下「ファミリーホーム」という。）は、いずれも、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童について、養育者の家庭に迎え入れ、家庭における養育環境と同様の養育環境において養育を行う家庭養護である。

里親については、「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（以下「通知」という。）において、里親の就労等により里親に委託されている児童の保育の必要性が生じた場合には、保育所等へ入所することが可能であることを示している。また、これと併せて、子ども・子育て支援法施行令第4条第2項第8号ロ及び第15条の3第2項第2号において、利用者負担を求めないこととしている。

一方、ファミリーホームについては、保育所等へ入所することが可能であることが明確化されていない。

【提案の内容】（提案団体：沖縄県）

上記通知を改正し、里親に委託されている児童と同様に、ファミリーホームに委託されている児童も保育所等へ入所できることを明確化するとともに、保育所等利用に係る利用者負担についても、里親と同様の扱いとする。

（想定される具体的な支障事例）

- n ファミリーホームとして5人の委託児童を養育しているが、うち5歳児、3歳児の兄弟は、兄には知的障害その他基礎疾患があり、弟にも多動等の傾向がある。現状では、児童への投薬などを行う際など、他の委託児童から目を離さざるを得ないときが発生してしまう。兄弟は大勢での集団行動や新しい環境への適応が難しい傾向にあることから、兄弟の特性を熟知する現在の養育者のもとでの家庭養護が望ましいが、そのために他の委託児童について保育の必要性が生じていると考えられる。
- n しかし、養育者が保育所を利用しようとしても、ファミリーホームに委託されている児童の取扱いが明確になっていないことを理由に、「保育の必要性」について、養育者の状況や地域の実情に応じて認められ得る場合であっても認められない事例がある。市町村が正しく制度を理解し、適切に判断できるようにするためにも保育所等を利用できること及び利用の際の取扱いを明確にしていきたい。また、将来的な担い手確保のためにも、養育者が利用できる施設は多様であることが望ましい。

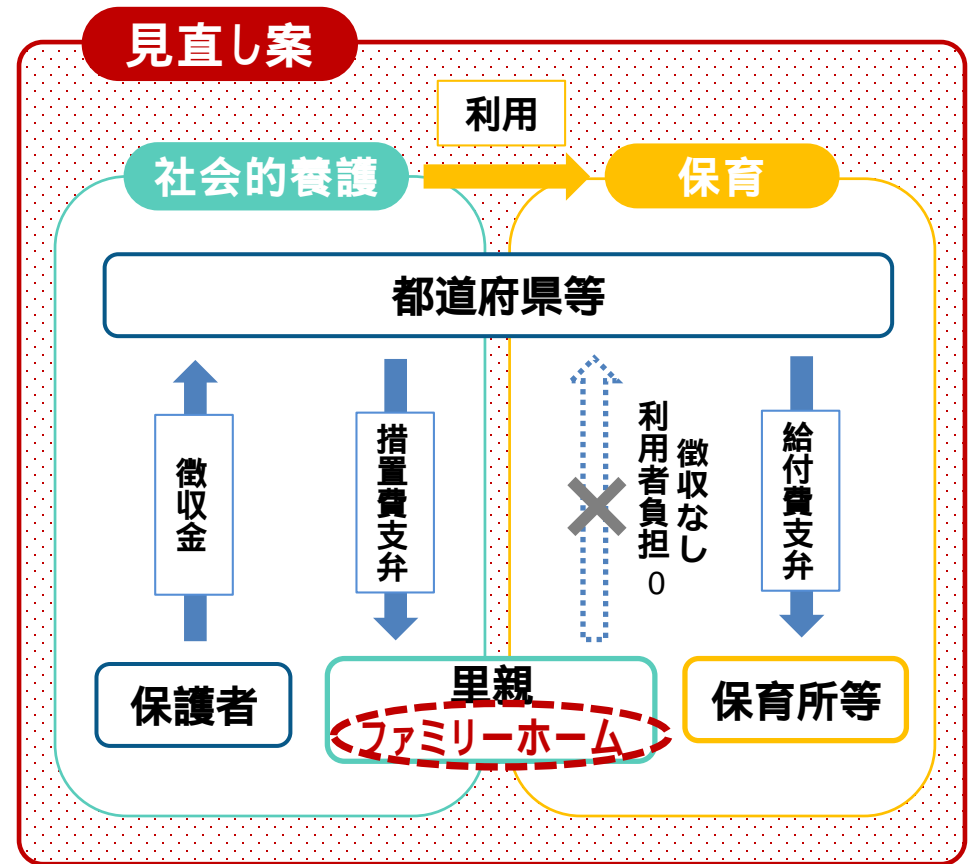
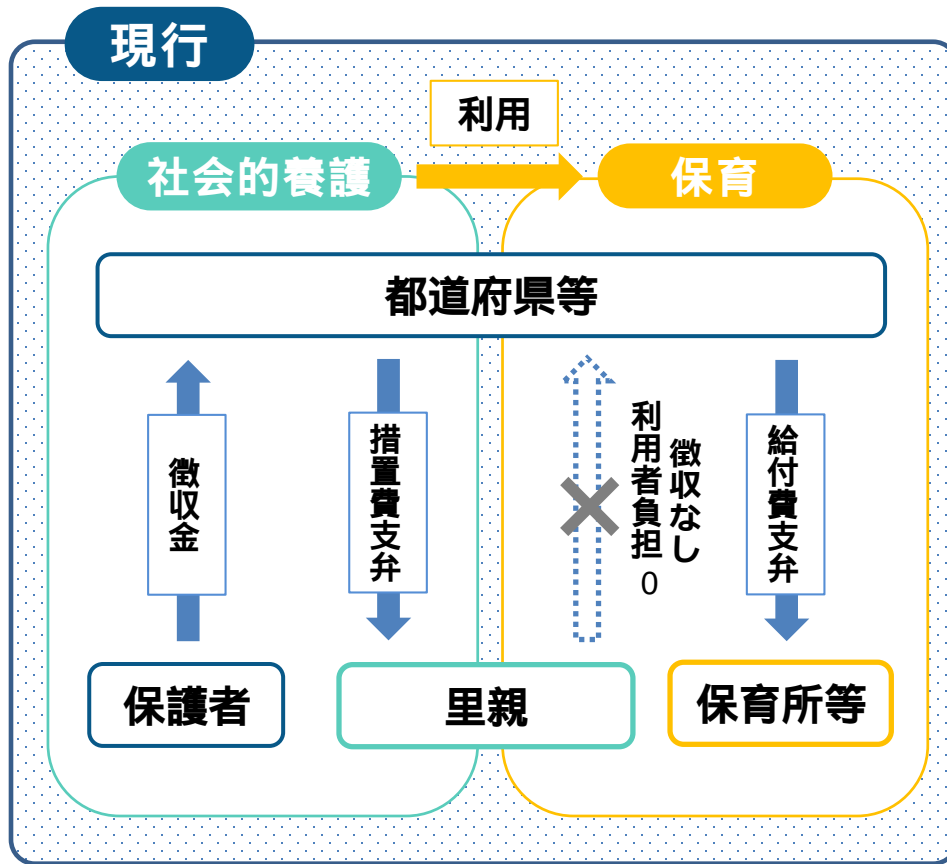
【提案を受けた検討の方向性（案）】

ファミリーホームについても、障害等のある児童が増加する（ ）中で、こうした困難を抱える児童に養育者がかかりきりになるために、その他の児童については保育に欠ける状態となってしまう場合等も想定されることから、提案の通り、上記通知を改正し、ファミリーホームに委託されている児童の保育の必要性が生じた場合には、保育所等へ入所することが可能であること明確化することとしてはどうか。

ファミリーホームの措置児童における障害等のある児童の割合は、平成25年は37.9%であったが、平成30年には46.5%と半数近くまで増加している。また、障害種別としては、知的障害、広汎性発達障害（自閉症スペクトラム）、注意欠陥多動性障害（ADHD）等が多い。

併せて、子ども・子育て支援法施行令を改正し、里親と同様に、ファミリーホームも利用者負担を求めないこととしてはどうか。

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）における保育所の利用について



【参考：里親及びファミリーホームの相違点】

	理念	形態	措置児童数	養育体制	措置費
里親	家庭養護	個人	1～4名	夫婦又は単身	里親手当等
ファミリーホーム		多くは個人事業者	5～6名	養育者と補助者（ ）があわせて3名以上	委託児童数に応じて算定する事務費等

補助者については、「同居の親族」と同様に考える。